

岐阜県公報

目 次

告 示

道路の区域変更	(道路維持課)	三七 ^ハ
道路の供用開始	(同)	三七
道路の位置指定	(建築指導課)	三八

公 示

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等	(農地整備課)	三九
公共測量の終了	(用地課)	三九
岐阜都市計画の図書の縦覧	(都市政策課)	四〇
大垣都市計画地区計画の図書の縦覧	(同)	四〇
本巣都市計画道路事業の周知	(都市整備課)	四〇
土地改良区役員の退任及び就任	(岐阜農林事務所)	四一

告 示

岐阜県告示第二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年一月二十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年一月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域敷地の幅員	延長	備考
県道	岩井線 高山市滝町二二番一 地先から 同市同町二三五番一 地先まで	前	六〇 メートル	三三・二	
		後	六〇 メートル	三三・二	

岐阜県告示第二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年一月二十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持

持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年一月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類	路線名	区	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は告示年月日)
県道	赤坂老線	大垣市松町字時寄四五〇番二地先から	一五・七	平成三〇・一・二六	平成三〇・六・三三
		同市同町字同四五〇番四地先まで			

岐阜県告示第二十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年一月二十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年一月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類	路線名	区	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は告示年月日)
一般国道	四百七十一号	高山市奥飛騨温泉郷一重ケ根字どぶヶ原二五三四番一二地先地内	七〇	平成三〇・一・二六	平成三〇・三・二七

岐阜県告示第二十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第百二十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条第一項の規定により公告する。

平成三十年一月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜・西濃建築事務所長

位置	幅員(メートル)	延長(メートル)	指定番号	指月日定
揖斐郡揖斐川町脛永字溝口九二〇番六三、揖斐川町所管法定外公共物(道路)及び池田町所管法定外公共物(道路)	六・〇(〇)	八・六(三)	岐西建築第一一六号の〇	平成三〇・〇・二七
羽島郡岐南町徳田七丁目六九番一	五・一六	二・九(三)	岐西建築第一一六号の	同 〇・三
羽島郡岐南町平島四丁目七六番四	五・〇(〇)	三・五(〇)	岐西建築第一一六号の	同 二・二四
羽島郡岐南町薬師寺三丁目三五番四	四・一五	二・七(元)	岐西建築第一一六号の	同 三・八

中濃建築事務所長

位置	幅員(メートル)	延長(メートル)	指定番号	指月日定
美濃市大字極楽寺字東側八一四番一四	六・〇〇	三・五(三)	中建築第三七号の一六	平成三〇・九・三
美濃加茂市川合町一丁目字長畑二八二九番一六	六・〇〇	三・六(五)	中建築第三七号の一七	同 〇・四
関中市一丁目二三番四	五・〇〇	三・六	中建築第三七号の一八	同 〇・五
可児郡御嵩町井尻字清水井四六番四及び四五番四の一部	六・〇〇	四・六	中建築第三七号の一四	同 〇・一六

美濃加茂市加茂野町今泉字石畑九 一・二番四	六〇〇	三・五	中建築第三 七号の一九	同 一・三
美濃加茂市西町七丁目三〇二番九	六〇〇	四・六	中建築第三 七号の二〇	同 一・三
可児郡御嵩町上恵土字塚脇七八二 番九	六〇五	五・五	中建築第三 七号の二一	同 一・三

東濃建築事務所長

中津川市中津川字島田二八〇三番 二二、同番二六、二八〇四番一四、 同番一五、同番一七、同番二〇か ら二二まで、同番二四から二六ま で、二八一番八六、同番八七及 び中津川市所管法定外公共物（水 路）	六〇七	四・七	東建築第七 〇号の六	平成 二九・〇・二〇
土岐市土岐津町高山字盆縄手二九 六番一	五・八	九・〇	東建築第七 〇号の九	同 一〇・二六
土岐市泉町定林寺字原七三四番六、 七三五番二及び土岐市所管法定外 公共物（道路）	六〇〇	五・三	東建築第七 〇号の一〇	同 一三・八
中津川市中津川字上金往還上二二 二番五	六・五 八・五	四・九 五	東建築第七 〇号の一	同 一三・七
中津川市苗木字室屋七三四〇番二 の一部及び七三四一番四	六〇〇	一・二	東建築第七 〇号の二	同

（道路の位置を示す図面は、その位置を所管する建築事務所において縦覧に供する。）

公 示

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第四項の規定により次の県営土地改良事業の変更についてその概要等を可児市長と協議したいので、同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年一月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

可児南部3期地区 （田の洞ため池）	縦 覧 場 所	可 児 市 役 所	縦 覧 期 間	平成三〇・一・二一 ・二二・二六
----------------------	---------	-----------	---------	---------------------

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局庄内川河川事務所から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年一月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
国土交通省中部地方整備局庄内川河川事務所
 - 二 作業種類
公共測量（航空レーザ測量）
 - 三 作業期間
平成二十九年四月十七日から
同 年十一月三十日まで
 - 四 作業地域
多治見市、瑞浪市及び土岐市
- 公共測量の終了
- 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年一月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜県

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成二十九年九月十八日から

平成三十年一月十六日まで

四 作業地域

郡上市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により北方町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年一月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

北方町

二 作業種類

公共測量（数値撮影、同時調整、写真地図作成）

三 作業期間

平成二十九年九月一日から

同 年十二月二十五日まで

四 作業地域

北方町

岐阜都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年一月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

岐阜都市計画（こみ処理場

一号 岐阜市リサイクルセンター

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び岐阜市都市建設部都市計画課

大垣都市計画地区計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年一月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

大垣都市計画地区計画 曾根町地区地区計画

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び大垣市都市計画部都市計画課

本県都市計画道路事業の周知

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により都市計画道路事業の変更の認可を受けたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公示する。

平成三十年一月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画事業の種類及び名称

本巢都市計画道路事業

三・三・二号 糸貫インター線及び三・四・一号 長良糸貫線

二 施行者の名称

岐阜県

三 事務所の所在地

岐阜県数田南二丁目一番一号 岐阜県都市建築部都市整備課

四 事業地の所在

収用の部分 変更なし
使用の部分 なし

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成三十年一月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住居	所
桑原土地改良区	平成三十・八・二	理事	齋藤敏雄	羽島市桑原町大須二丁目	五八番地
同	同	同	黒田昭夫	同	五番地
同	同	同	黒田宗夫	羽島市桑原町平太二丁目	二〇番地
同	同	同	黒田幸雄	羽島市桑原町大須二丁目	一三番地
同	同	同	西崎照夫	同	一番地
同	同	同	近藤浩	二丁目	八七番地
同	同	同	伊藤正芳	一丁目	三三番地
同	同	同	河合省三	二丁目	二三番地

就任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住居	所
桑原土地改良区	平成三十・八・二	理事	黒田宗夫	羽島市桑原町平太二丁目	二〇番地
同	同	同	森川定雄	同	二丁目 一〇番地
同	同	同	河合充輝	同	二丁目 七番地
同	同	同	近藤和彦	同	四丁目 一三番地
同	同	同	近藤章	同	四丁目 八七番地
同	同	同	森川貞秋	同	四丁目 七番地
同	同	同	西崎美知人	同	四丁目 一六番地
同	同	同	浅野金男	羽島市桑原町前野	九六六番地
同	同	同	石田茂雄	羽島市桑原町午南	三〇七番地
同	同	同	岡田義輝	羽島市桑原町西小藪二丁目	二八七番地
同	同	同	奥田博行	羽島市江吉良町	七七八番地
同	同	同	伊藤富雄	羽島市桑原町小藪	一一三一番地
同	同	同	森広明	同	三七五番地
同	同	同	赤尾賢一	羽島市桑原町八神	三〇九〇番地
同	同	同	近藤伸二	同	三二六番地
同	同	同	宮田進造	同	三〇九四番地
同	同	同	長崎秀雄	同	三一六五番地
同	同	同	近藤幹	羽島市桑原町大須二丁目	一一二番地
同	同	同	近藤聡	同	一丁目 三八番地
同	同	同	河合昭壽	同	三丁目 六番地
同	同	同	近藤喜美	同	五丁目 二番地
同	同	同	伊藤高信	羽島市桑原町小藪	一一三二番地
同	同	同	速水一雄	羽島市桑原町八神	三〇九二番地

